

地域交通安全活動推進委員

地域交通安全活動推進委員Q & A

Q 地域交通安全活動推進委員って、何をする人？

A 道路交通法に定められ、公安委員会が委嘱する唯一の交通安全ボランティアです。

(道路交通法第108条の29)

道路における交通の安全と円滑など、交通問題を解決するためには、地域住民の方々のご理解とご協力を得て、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

このため、地域の交通モラルを向上させ、交通安全の理解を深める諸活動のリーダーとして活動するボランティアの人達に法律上の資格を付与し、その活動の促進を図るために、平成3年1月から地域交通安全活動推進委員制度が全国でスタートしました。

Q 熊本県内には何人いるの？

A 令和3年4月現在、県内(23地区)で270名の方々が地域の交通安全活動の中核として活動中です。

地域交通安全活動推進委員の活動区域及び配置人員

活動区域	配置人員	活動区域	配置人員
熊本中央警察署管轄区域	20	御船警察署管轄区域	11
熊本南警察署管轄区域	29	山都警察署管轄区域	4
熊本東警察署管轄区域	24	宇城警察署管轄区域	16
熊本北合志警察署管轄区域	22	八代警察署管轄区域	22
玉名警察署管轄区域	16	芦北警察署管轄区域	3
荒尾警察署管轄区域	11	水俣警察署管轄区域	6
山鹿警察署管轄区域	9	人吉警察署管轄区域	12
菊池警察署管轄区域	10	多良木警察署管轄区域	8
大津警察署管轄区域	9	天草警察署管轄区域	14
小国警察署管轄区域	3	上天草警察署管轄区域	6
阿蘇警察署管轄区域	7	牛深警察署管轄区域	4
高森警察署管轄区域	4		計270人

Q どんな活動をしているの？

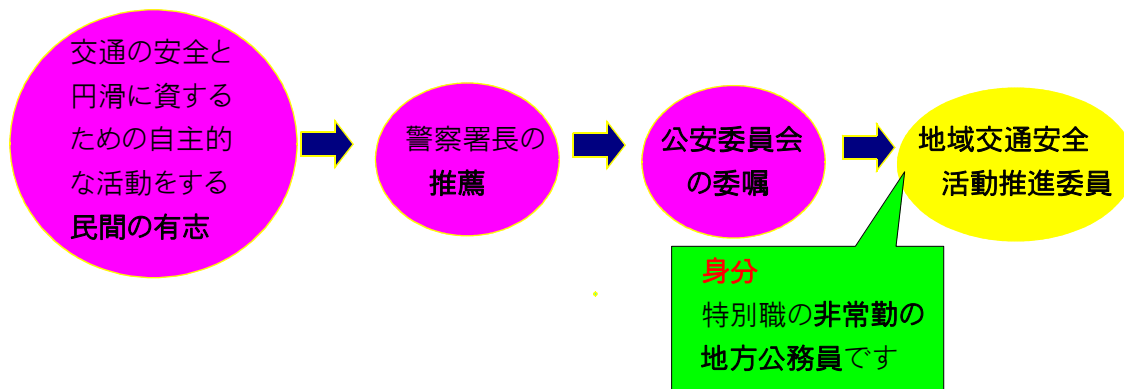
A 主な活動内容は、つぎのとおりです。

- 交通安全教育活動
- 適正な駐車・道路使用の推進
- 自転車の適正な通行方法の推進

- 広報啓発活動
- 相談、協力援助、現地調査活動等

Q どうやって選ばれるの？

A 地域における交通の状況について知識を有する方の中から次のとおり選ばれます。



地域交通安全活動推進委員の活動状況



交通安全教育活動



飲酒運転根絶啓発活動



ツーリング事故防止啓発活動



通学路における子供の見守り活動

